

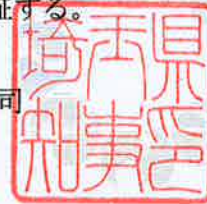
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県八千代市上高野 1728番地5  
氏名 株式会社 東亜オイル興業所  
代表取締役 碩 孝光



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成 28 年 2 月 1 日  
許可の有効年月日 平成 35 年 1 月 8 日

1. 事業の範囲  
(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）  
(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類  
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）  
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）  
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）  
以上3種類

契約書添付用

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし
3. 許可の条件  
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成 16 年 1 月 9 日	指令中環第7-19号	新規許可
平成 19 年 6 月 4 日	—	変更届（代表者）
平成 21 年 1 月 26 日	指令中環第11-108号	更新許可
平成 25 年 1 月 16 日	指令産廃第18-5号	優良確認
平成 28 年 2 月 1 日	指令産廃第12-67号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無  
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(以下余白)